

令和6年第6回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和6年6月26日（水曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者） 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
教育委員 戸部 明彦
4. 欠席委員 教育委員 櫻井 由子
5. 委員以外の出席者
教育部長 井橋 貞夫
教育次長兼教育総務課長 斉藤 理昭
教育次長兼学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当） 笠井 博貴
生涯学習課長 塚本 豊康
子ども青少年課長 長塚 逸人
スポーツ振興課長 大隅 正勝
図書館課長 樋口 康代
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議題
請願第1号 「取手図書館を取手駅前に移設する計画」の再検討を求める
請願
議案第30号 取手市不登校対応支援員設置要綱について
報告第16号 取手市学校運営協議会委員の任命について
報告第17号 取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭
教育支援チーム員の委嘱について
報告第18号 取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱につい
て
報告第19号 令和6年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事
務について定める議案についての専決処分の承認について
（取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について）

- 報告第20号 令和6年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立白山小学校校長寿命化改良工事（第3期）請負契約の締結について）
- 報告第21号 令和6年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について）
- 報告第22号 令和6年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（真空冷却機の取得について）
- 報告第23号 令和6年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）の同意について）
- 報告19 いじめ防止策の取組状況に関する報告について
- 報告第24号 教育委員会事務局職員の注意喚起について（非公開）
- 協議1 取手市奨学基金の今後の運用について（非公開）

8. その他

- (1) とりでこども未来会議の開催について
- (2) 熱中症特別警戒アラートの運用について
- (3) 学校におけるラーケーション制度の導入について
- (4) 令和6年第2回取手市議会定例会の議決結果等について
- (5) 7月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について
- (6) 教育委員学校訪問の実施について

9. 発言の記録

午前9時33分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和6年第6回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席の届けが櫻井委員よりございました。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、初めに教育長報告をさせていただきます。御手元の資料を御覧ください。全部で6点です。1点目、5月18日・25日に、市内の小学校におきまして運動会が開催されました。両日とも天候に恵まれまして、子どもたちの元気な声が響きました。コロナ禍の制限も解除されまして、たくさんの保護者、地域の方にはつらつとした姿を披露することができました。どの学校も創意工夫を凝らしたプログラ

ムで、子どもたちを観覧された保護者や地域の方々も、たくさんの笑顔があふれる時間となりました。参加された学校運営協議委員の方からは、活気のある運動会が戻ってきてうれしいといったようなお言葉をいただいたところです。残り6校の小学校・中学校では、秋に開催される予定となっております。

2点目、6月10日に学校運営協議会、コミュニティ・スクールです。この第2回の一斉研修会、一括研修会が開催されました。今年度、学校運営協議会を設置する学校の教員、協議会の委員さんを対象に実施いたしました。多忙である皆様のことを考慮しまして、会場の参加、オンライン研修、それから動画によるオンデマンド研修の3形態で実施をしたところでございます。計86名の方が参加されまして、講師であります文科省の安齋先生が、熟議の意味とか目的、あるいは進めた方についてお話をいただいた後、模擬でありますけれども模擬熟議、こちらを実施したところでございます。そのときのテーマは下のほうにあるとおりでございます。

2ページ目を御覧いただきますと、この研修を通じまして、それぞれの考えをほかの方に伝えたり、それらをもとに話し合うことで、当事者意識が高まりまして、相互理解と信頼関係が深まり、熟議の意義を皆さん見出されていたように感じたというところがございます。今後の予定につきましては、そこにあるとおりでございます。この研修会も踏まえましても、各学校におきましても第2回目のコミュニティ・スクール、運営協議会が開催されました。例としまして、そこに6月12日に開催されました六郷小学校では、熟議の中で、六郷小の児童の目指す姿、どういう子どもを育てていくべきなのかということについて、皆さんから御意見が交わされたところでした。あるいはその下、6月20日の宮和田小につきましても、安全安心な学校運営について、皆さんで熟議と、そういったことが行われたところがございます。

続きまして次のページ、5月25日に行われました第32回取手ふれあいウォーキングについてでございます。私も参加させていただきましても、藤代スポーツセンターを出発して小貝川沿いを回る7キロのコース、4キロのコースの2種類に合計161の方が御参加いただきまして、子どもからお年寄りまで多くの方が気持ちよく完歩していただくことができました。当日は取手市健康づくりキャラクターであります「とりかめくん」も応援に駆けつけて参加者との触れ合いを行ったところがございます。

続きまして5番、6月2日に第21回取手市民親睦ソフトボール大会が開催されました。今回は9チーム、126名の方が参加されまして、健康増進、親睦を深めながらも白熱した試合が展開されました。3ブロックに分かれていたんですけども、それぞれABC、「ニュー本郷ソフトボール同好会」がAブロック優勝、Bブロックが「藤代ダンディーズ」、そしてCブロックは「取手ホワイトベアーズOB」が優勝されたという状況でございます。

6番目、とりで図書館まつりでございます。5月19日、取手図書館と図書館ボランティアとりでの皆さんの共催で、とりで図書館まつりを開催いたしました。会場を取手図書館、それから福祉会館の2か所に分けまして、リサイクルブックの配布、館内ツアー、電子図書館体験のほか、ボランティアの方々が主催されまして、点字器の操作体験や、メモ帳づくり、布の手作り品の販売等、11イベントを開催しました。特にリサイクルブックの配布は今年も大変にぎわいましてね、約2,000冊の図書や雑誌を配布することができました。また、今年初めての企画なんですが、ボランティア企画として、朗読とピアノのコラボイベントを開催しまして、参加者

の方々からは非常に心と耳をうたれましたというような御感想をいただいたところ
です。参加者数は1,463名、ボランティアの方は66名が参加されたイベントとなり
ました。

次に、がん講演会「知ることからはじめようがんのこと」の開催についてです。
こちらは5月26日です。藤代図書館におきまして開催をされました。がんは日本人
男性の3人に2人、女性は2人に1人というような、そういう時代になっていま
すけれども、がんについての基本情報を知ること。あるいは、そういったことで自分
自身のことや、家族、周りの方々への接し方といったものを学んでいただくような
会となりました。講演会では、乳がんの体験者の方からのメッセージとして、がん
早期発見のために今できることと題しての講演、中野様の講演でした。それから、
音楽療法家によるピアノのコンサートが行われまして、飯田様からピアノのすてき
な音色を拝聴することができたところです。また、がんを経験した図書館司書によ
る絵本の読み聞かせ、保健師によるがん検診の案内など、様々な催しを行いまし
て、改めて命の大切さに向き合うよい機会となったところです。参加者は45名で
ございました。以上、私からの報告とさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。本来であれば、議案の審議等が先になると
ころではございますけれども、本日、請願提出者から発言の希望が出されてお
りますため、請願から先に審議をしたいと思います。

それでは、請願第1号、「取手図書館を取手駅前に移設する計画」の再検討を求め
る請願を議題といたします。

それでは、本件につきまして事務局からの説明を求めます。斉藤教育次長兼教育
総務課長をお願いします。

[雑音が入るためマイクを交換]

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

教育次長の斉藤でございます。それでは私のほうから、請願第1号、「取手図書館
を取手駅前に移設する計画」の再検討を求める請願の説明をさせていただきます。
令和6年6月17日付けで、遠藤俊夫氏ほか158名から、「取手図書館を取手駅前に
移設する計画」の再検討を求める請願が提出され、收受したところです。本請願に
ついて、教育委員会請願処理規則第3条第1項の規定により、請願書処理表を添付
して委員会に報告し、同規則第4条の規定により採決を求めるものです。

鑑をめぐっていただきまして、請願書処理表をお開きください。主な請願趣旨
は、取手駅西口駅前に図書館を核とした複合公共施設の整備を目指すことにつ
いて、安易な政策決定であり、市民にとって歓迎できるものではありません。所管で
ある教育委員会は、図書館協議会や社会教育委員会議などを開催して、正式に意見
を聴取することもせず、教育委員会自身も、これを正式な議題として協議をして
いません。図書館をつくるには、時間をかけ、市民の声を十分聞き、図書館の最新
の知見をも参考にして、将来を見据え、本館、分館、貸出し窓口などの配置計画
をも含めて、しっかりした図書館行政計画に基づいたものにする必要があるのでは
ないでしょうかとの内容です。

請願事項としましては、1点目、「取手図書館を取手駅前に移設する計画」（以下
「計画」という）を教育委員会等の必要な手続を経ることなく決定したことに対
し、取手市執行部に「遺憾」の意を伝えること。

2点目、あらためて、図書館協議会並びに社会教育委員会議を招集・開催し、当
該計画について諮るなど民意を聞くための必要な手続をとること。

3点目、教育委員会に正式議題として諮り、再検討のために審議を尽くすこと。以上の3点となっております。

なお、市立図書館の位置については、地方自治法及び図書館法の規定に基づき、市の条例で定めることとなっております。このため、図書館の位置を変更する場合は、市長が法律に基づき教育委員会の意見を聞いた上で、市立図書館設置条例の改正案を議会に提案し、議会の議決をもって決定されることを申し添えます。

説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

以上で事務局からの説明は終わりました。

なお、本請願については提出者の遠藤俊夫さん及び松浦和子さんから、教育委員会の会議において請願趣旨を説明し、事情を述べたいとの申出がありました。

委員の皆様にお諮りをいたします。教育委員会請願処理規則第5条の規定に基づき、請願提出者である遠藤俊夫さん及び松浦和子さんに会議への出席を求め、請願の趣旨説明を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、御異議なしと認めます。よって、請願提出者の遠藤俊夫さん及び松浦和子さんに会議への出席を求め、請願の趣旨説明を受けることに決しました。

請願提出者の遠藤俊夫さん、松浦和子さん、事務局席横の発言者席にお座りください。もう座ってらっしゃいますね。ありがとうございます。

では、請願提出者に申し上げます。取手市教育委員会請願処理規則第5条の規定に基づき、提出した請願に関して、それぞれ5分以内で事情を述べることを許可します。なお、請願に関係のない発言及び教育委員、事務局への質疑等はできませんので御注意ください。

それでは発言を許します。まず、請願提出者、遠藤俊夫さん。

○請願提出者（遠藤俊夫）

私、遠藤俊夫です。よろしくお願ひします。請願書に請願趣旨を書いておりますので、見ていただいております。今、事務局からもお話があったとおりです。若干、私は補足したいと思ひます。憲法第26条第1項、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有すると規定されています。すべて国民はという主語から、また全文を通して、私は学校教育に限定してはいないと思ひます。社会教育を受ける権利、これが含まれているというふうに、私は考えています。そういう意味から、取手市はもっと社会教育を大事にしたい。今回の駅前のにぎわいを創出するための手段として、駅前に図書館を移設するという考え方は、私は非常に安直過ぎると思ひます。市民がもっと気安く利用できるように、本館、分館、貸出し窓口などの配置と、そのネットワークを考えたり、そのほかの図書館サービスをいかに充実するか。そういう観点から図書館計画を立て、その上で移設を決めていただきたいと思います。

先日、文科省のホームページを開いていたら、教育委員会の制度についてのコメントがあって、大変勉強になりました。教育委員会制度の意義の三つ目には、地域住民の意向を反映するということがうたわれている。それから、教育委員会制度の特性として三つ挙げてまして、一つは首長からの独立性、二つ目が合議制、三つ目は住民による意思決定、レイマンコントロールという英語を使っていますけれども、住民による意思決定、この三つの特性があると。このレイマンコントロールという

のは、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する。いわゆるレイマンコントロールの仕組みによって、専門家の判断のみによらない、広い地域住民の意向を反映した教育行政を実現する。こういうように、教育委員会制度の特性を挙げています。申すまでもなく、賢明な教育委員さんの方ですから、御案内いただけるとと思います。

請願事項に書いてあるように、教育行政をないがしろにして、一方的に、こうした図書館移設計画がつくられるということは、大変遺憾なことだと思います。当然、図書館協議会、社会教育委員会等と諮って、住民の意見を十分聞くと。その上で、教育委員会としての判断をしていただく。こういう手続がどうしても必要なのではないかとということで、請願を出させていただきました。以上です。

かわって、松浦さんが発言します。

○教育長（石塚康英）

私のほうで指名しますので、すいません。

それでは続いて発言を許します。請願提出者、松浦和子さん。

○請願提出者（松浦和子）

請願代表者の松浦和子と申します。こういう場になれませんので、私は私の考えと申しますか、それから周りの市民から聞いた声を合わせて、届けたいと思います。私もですが、3月15日の広報とりででびっくりした1人です。今ある図書館を廃止して、駅前に移転する。これには、エッと思いました。今の図書館は、45年になりますけれども、まだまだ建物も立派ですし、中身もなかなか工夫してよくやっています。いろいろ、駐車場が狭いとか、エレベーターが欲しいとか、要求はありますけれども、図書館は本当によく45年やってきたと思います。愛着を感じている図書館です。それが、壊されて移転する。それが、あたかも決まったような文面だったんですね。これは、図書館協議会とか、教育委員会とか、これは十分審議されたであろうかという疑問がまずわきました。これが第1点です。

2点目は、図書館を核とした複合公共施設をつくる。駅前ににぎわいをつくるためとありました。これも、エッと思いました。図書館がにぎわいをつくるのかな、図書館ってそういう役割じゃないんじゃないの。ほかに音楽スタジオだとか、喫茶店とか、そういうものはよく分かります。ただこれ、図書館は公共の施設です。私たちの税金で賄われている施設です。それを、にぎわいをつくることになるのかなと思いました。

3点目は、読んでいくと、小さな字で、事業費は床材購入など40億円から45億円という記事を読みました。エッ、床だけで45億円もするの。これでは、取手の財政の逼迫にならないかな。とても不安がよぎりました。

四つ目は、最後に小さな文字でしたけれども、運営は指定管理を想定するとありました。私は、目が皿のようになりました。あの利益優先の事業者、開発デベロッパーと申しますか、その運営に管理を任せるというわけですね。それが進められているということです。すぐさま守谷図書館のことを思い出しました。皆様も御存じだと思いますけども、守谷の図書館は2016年に指定管理制度を導入されました。市民があれだけ反対したのに、強行されたのです。そして、たった3年で、2019年に元に戻りました。これも、図書館を考える会の方とか、それから市民の方の声を、今の指定管理制度では……

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

あと1分です。

○請願提出者（松浦和子）

（続）あと1分ですか。はい。これは違うんじゃないか。そして、取手でもやっぱりこの問題が浮上しまして、取手の図書館協議会などにも話して、声を上げて、私たちはこの藤代の図書館の方たちとも勉強会をして、声を上げました。そしてストップがかかりました。ああ、よかったなって思いました。

図書館とは一体何でしょうか。今、公共施設、再開発で巨大化というのが、日本経済新聞ですけれども、載っているのを目にしました。自治体は、公共公益施設で床を埋めているというのです。これが巨大化しているという……

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

5分経過しました。まとめてください。

○請願提出者（松浦和子）

（続）このことをとても私は、もし駅前にできても、とても不安に思います。

○教育長（石塚康英）

松浦さん、お時間になりましたので。

○請願提出者（松浦和子）

（続）長くなりましたが、なれませんが失礼いたしました。

○教育長（石塚康英）

それでは、以上で請願提出者の発言が終わりました。

委員から、請願提出者に対して何か確認したいことがございましたら、お願いいたします。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、請願提出者に対する質疑はなしと認めます。

遠藤さん、松浦さん、ありがとうございます。御退席いただいて結構でございます。

それでは、委員の皆さんから、次に事務局に対する質疑、また請願に対する御意見がありましたらお願いします。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

請願事項1番上のところで、ちょっと御説明いただきたいなと思ったところがありまして、「教育委員会等の必要な手続を経ることなく」って書いてあるんですね。実は、この件に関しては議会の録画であるとか、委員会の様子をちょっと拝見させていただきました。その中で、こうなった場合、教育委員会の手続というのは必要なものなのかどうなのかという、その辺わからなかったもので、どういう手続があるのか。もし必要だとすればどんな手続があるのかという、その辺ちょっと確認できればと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

では、答弁を求めます。斉藤次長でよろしいですか。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

はい。

○教育長（石塚康英）

それでは、斉藤教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

教育次長の斉藤です。それではお答えさせていただきます。必要な手続ということ

でございます。そういった御質疑でございます。現時点で取手市長が示しているのは、取手駅西口駅前には図書館を核とした複合公共施設の整備を目指すという方針でありまして、正確には計画ではございません。また、市長がこういった方針を決定する際に、法令上、教育委員会の意見を聴くなどの手続は必要とされておらず、手続に落ち度はありません。今後は、①基本構想の策定・公表、②基本計画の策定・公表、③図書館の位置を定める条例の改正議決、④再開発ビル建築工事、⑤取手図書館の移転というスケジュールが想定されます。この中で、市長が教育委員会の意見を聴く手続を法令で求められているのは、③番の図書館の位置を定める条例の改正案を市議会に提出するときだけとなっております。以上です。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

ほかに質疑、御意見等ございませんか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

すみません。委員のほうは分かったんですが、例えば市民の方から意見を聞く場合というのは、どのような形で進んでいくのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

斉藤次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

お答えさせていただきます。民意を聞くための必要な手続ということに関しては、例えば図書館協議会がございまして、図書館協議会について、図書館法第14条により、図書館の運営に関して館長の諮問に応じ、また図書館の行う図書館奉仕について、館長に意見を述べる機関とされております。図書館においては、毎年2回ほど開催をしております、委員の皆様へ図書館奉仕事業の状況や実績を報告し、いただいた御意見を図書館運営等への参考とさせていただいているところでございます。

請願で「当該計画」とあるのは、取手駅前ににぎわい、活性化による魅力創出を目指すため、駅前広場の整備に始まり、車両の通過交通改善、歩行空間の確保の利便性の向上を図るとともに、取手駅西口A街区再開発事業で整備する複合公共施設の中に、まちの顔として図書館を整備することを、市の方針として決定したものでございます。以上です。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほか質疑、御意見ございませんか。

〔「発言できませんか」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

できません。

よろしいですかね。それでは、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終了したいと思います。

委員の皆様にお知らせいたします。これより、請願第1号の採決に入りますが、この採決は会議規則の規定により起立により行うことになっております。

これより請願第1号を採決いたします。請願第1号を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立者なし]

○教育長（石塚康英）

それでは、起立なしです。よって、請願第1号は不採択と決しました。

続きまして議案第30号、取手市不登校対応支援員設置要綱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

議案第30号、取手市不登校対応支援員設置要綱について説明いたします。

不登校対応支援員は、不登校対策として学校及び関係機関における連携、協働の取組を進めていくため、指導や助言を行う職員を配置し、不登校に係る研修会の実施や不登校児童生徒に関する実態調査や分析を行い、不登校を未然に防ぐことを目的とするため、本要綱を制定するものです。

不登校対応支援員の職務については、資料1ページの取手市不登校対応支援員設置要綱にあるとおりですが、不登校の児童生徒、保護者の支援の拠点となる教育総合支援センターに不登校対応支援員を配置することにより、既に配置されているスクールカウンセラー・スーパーバイザーや学校連携支援員、学校教育相談員などと連携した取組を推進していくことが可能となり、これまで十分な支援ができなかった不登校に関する学校における環境整備の面や、研修会などによる教職員支援、また関係機関との連携の充実を図っていくことができるようになると考えております。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

以上で本件に対する説明が終わりました。

本件に対して質疑、御意見はございませんか。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

勤務日と勤務時間等については、どのようなことで今お考えなのか、現時点で分かっていることがあればお聞きしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○教育長（石塚康英）

答弁を求めます。教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

今、センターのほうで検討しているのは、週4日、1日6時間ということを考えております。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。そのほかに教育総合支援センターのほうには、いろいろな役割を持った先生方もいらっしゃるかと思いますので、その辺の連携をうまく図りながら、うまく対応していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○教育長（石塚康英）

ほかに御質疑、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認め、これにて質疑、御意見を終結いたします。
これより議案第 30 号を採決いたします。
お諮りします。議案第 30 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり決定いたします。
続きまして報告第 16 号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。
本件について説明を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

生涯学習課、塚本です。報告第 16 号の取手市学校運営協議会委員の任命について、御報告いたします。取手市学校運営協議会規則第 4 条に基づき、取手市学校運営協議会委員を新たに令和 6 年 6 月 1 日付で任命いたしましたので、御報告いたします。

1 ページを御覧ください。桜が丘小学校の柴垣さんになります。任期ですが、令和 6 年 6 月 1 日から、年度末の令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

協議会の委員は、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者で組織されることになっておることから、学校長から推薦をいただき任命いたしました。

報酬につきましては、年額で 1 万 2,000 円となっております。以上で御報告となります。

○教育長（石塚康英）

説明は終わりました。本件に対して質疑、御意見等ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結します。
これより報告第 16 号を採決いたします。
お諮りいたします。報告第 16 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御異議なしと認めます。よって、報告第 16 号は、報告のとおり承認することに決しました。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります報告第 17 号は、任命する委員の中に教育長が含まれており、私の一身上に関する事件となります。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項により、私は議事に参与することができず、除斥となります。

なお、本件の議事進行につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項により、猪瀬委員にお願いいたします。

〔石塚教育長が会議室を退室し、猪瀬教育長職務代理者が教育長席に移動〕

○教育長職務代理者（猪瀬哲哉）

それでは、教育長にかわりまして、議事を進行いたします。

報告第 17 号、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項により、石塚教育長は除斥となっています。

本件について説明を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

続きまして、報告第 17 号の取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命について、御説明させていただきます。

この事業は平成 30 年度から実施しており、今年で 7 年目を迎えます。事業の目的は、家庭教育支援チーム員の家庭訪問を実施することで、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えることにより、地域における家庭教育の充実を図るものです。

令和 6 年度は、5 月 21 日に第 1 回目の取手市訪問型家庭教育支援協議会を開催し、取手市訪問型家庭教育支援事業実施要綱に基づき、訪問型家庭教育支援協議会委員と、訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命を行いましたので、御報告を申し上げます。

委員の任期につきましては、資料のとおり該当職員にある期間となっておりますので、異動等で職をやめるまでが任命・委嘱期間となっております。新任の委員につきましては、1 ページの表の右の欄に「新任」と記載してございます。あわせて、2 ページ、昨年度も委嘱しましたが、元市立小中学校長 4 名と、今年度新たに委嘱する 2 名に対し、取手市訪問型家庭教育支援チーム員に委嘱しました。支援チーム員の任期は、令和 6 年 5 月 21 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

1 回目の協議会の中では、支援チーム員から、実際の活動についての御報告がありました。より多くの保護者と面談し、お話しするため、各家庭を訪問する曜日を平日から土日に変えたことで面談率をアップしたこと。笑顔で保護者の話に耳を傾けることにより、より本音を引き出せることができたというような、様々な工夫や姿勢をお話しいただきました。面談した保護者からは、支援員に対し、お疲れさまですなど温かい声をいただいていることや、大多数の保護者から訪問型家庭教育支援事業について、好感触が得られていることを感じ取ることができたとのことでした。

先立って 6 月 18 日にチーム員会議を開き、今後、活動を開始する予定となっております。今年の事業の内容といたしましては、市校長会のほうで推薦いただいた寺原小、永山小、取手西小、戸頭小、高井小、山王小、宮和田小の 7 校の 1 年生の全家庭に個別の家庭訪問を実施いたします。令和 5 年度より、事業対象の小学校を 4 校から 7 校に拡大いたしました。加えて、市内への転入者に対しても、この事業の希望調査を行いまして、事業を実施してまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。

○教育長職務代理人（猪瀬哲哉）

説明は終わりました。

本件に対して質疑、御意見はありませんか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

よろしく申し上げます。まず御説明ありがとうございました。いただいた、この

支援協議会の委員名簿につきましては、規則にありますように会長が教育長で、その他重要な教育委員会の方が関係しているということで、規則どおりであり、内容も充実していると、取手市がこの協議会を重視しているということがよく理解できました。

それで、支援チームのほうなんですけれども、6名の方が名前が出てきておりまして、元校長先生ということですから、支援チームのメンバーに関しては、次に掲げている実施要綱の第5条に3項ありまして、学校教育又は児童福祉に関して優れた識見を有する者、2番の民生委員・児童委員、3番が教育委員会が必要と認める者ということで、多様な方になればいいなと思っていて、元校長先生ですから学校教育や福祉についての専門家であるということは、本当によく理解できるんですけれども、今回これに反対するものではありませんが、人選も大変かと思いますが、今後、民生委員とか日頃から地域のことを回って詳しく理解されている方も、入れられていくといいのではないかなということが1点目です。

もう一つ、分かる範囲でいいんですけれども、今、御存じのように、家庭教育支援というのは非常に重要であり、いわゆる児童虐待等に関する防止、それに関する家庭支援とも絡んでくると思いますけれども、ソーシャルワーカーの方との連携、家庭教育支援チーム員とのソーシャルワーカーとの連携はどうなっているのかということについて教えていただければと思います。意見と質問です。

○教育長職務代理人（猪瀬哲哉）

答弁を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

御質問ありがとうございます。委員の構成につきましては、委員おっしゃっていただいたとおり民生委員等、また地域を知ってる方ということも構成要素には入ってございます。ですので、今、6名の委員は元校長先生で構成されていますが、高齢化等もございまして、委員の入替え等もありますので、その際には民生委員等、ほかの方々にもお声がけをしてみたいと考えてございます。

また、二つ目のソーシャルワーカーとの連携ということでございますが、本事業につきましては、家庭訪問を学校別に行いまして、2人組で回ってございます。その中で、専門機関につないだほうがいいもの、また子育て支援課ですとか、教育相談が必要なものにつきましては、本人の同意をいただいて、その機関につながりという事業も例年実施してございます。ですので、ソーシャルワーカーのほうにも、本人同意いただければすぐそういった形でおつなぎして、専門的な支援チームによる支援が受けられる形を考えてございますので、そういった対応になってございます。以上になります。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございました。

○教育長職務代理人（猪瀬哲哉）

その他、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（猪瀬哲哉）

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結します。

これより、報告第17号を採決します。

お諮りいたします。報告第17号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理者（猪瀬哲哉）

御異議なしと認めます。よって、報告第 17 号は、報告のとおり承認することに決定しました。

報告第 17 号の議事は終了しましたので、石塚教育長の入室を認めます。

〔石塚教育長が入室して教育長席に着席し、猪瀬委員が自席に戻る〕

○教育長（石塚康英）

猪瀬委員、ありがとうございました。

それでは続きまして、報告第 18 号、取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。長塚子ども青少年課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

子ども青少年課、長塚です。それでは、報告第 18 号、取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱について、御説明いたします。

次ページを御覧ください。取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条第 2 項に基づき、令和 6 年 5 月 16 日付けで、新たに取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーター 2 名を委嘱しましたので、御報告いたします。委嘱期間は、令和 6 年 5 月 16 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。協働活動サポーターは有償ボランティアであり、主な業務はコーディネーターが企画した放課後子ども教室プログラムの実施におけるサポート業務を行うものとなります。

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第 18 号を採決します。

お諮りいたします。報告第 18 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第 18 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして報告第 19 号、令和 6 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件について説明を求めます。長塚子ども青少年課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

子ども青少年課、長塚です。それでは議案第 43 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件につきましては、子育て支援の充実を図るため、取手市放課後子どもクラブの学校休業日における、月曜日から金曜日の開所時間を午前 7 時 30 分から午前 8 時まで延長して開所できる時間として新たに定めるとともに、当該時間の利用料を 1 回

当たり 100 円と定めるほか、休所日としていた 3 月 31 日を開所日に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

本件に関して質疑、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認め、これで質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第 19 号を採決します。

お諮りいたします。報告第 19 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第 19 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして報告第 20 号、令和 6 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 3 期）請負契約の締結について）を議題といたします。

本件について説明を求めます。齊藤次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（齊藤理昭）

教育次長の齊藤です。それでは説明をさせていただきます。報告第 20 号、令和 6 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 3 期）請負契約の締結について）を御説明させていただきます。

初めに契約事項について御説明します。議案番号で言いますと 48 号、ページで言いますと 3 ページになります。請負業者は、赤塚・平沢特定建設工事共同企業体でございます。契約金額は 9 億 9,495 万円です。

次に、工事の概要について説明します。4 ページをお開きください。契約についての説明資料に記載のとおり、白山小学校におきまして構造体の長寿命化やライフラインの更新、また省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習環境に対応するための長寿命化改良工事を令和 4 年度から令和 7 年度にかけて実施をいたします。令和 6 年度は、第 3 期工事としまして、既存校舎の長寿命化改良工事及び同校舎の増築工事を行うものです。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

それでは、本件に対して質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認め、これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第 20 号を採決いたします。

お諮りします。報告第 20 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第 20 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第 21 号、令和 6 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について）を議題といたします。

本件について説明を求めます。齊藤次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（齊藤理昭）

教育次長の齊藤です。それでは報告第 21 号、取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立高井小学校校舎増築工事請負契約の締結について）御説明をさせていただきます。

契約事項でございますけれども、ページでいいますと 3 ページになります。議案第 49 号の 3 ページです。請負業者は、常総・大竹特定建設工事共同企業体です。契約金額は 7 億 8,210 万円でございます。

次に、工事の概要について説明します。概要については 4 ページ、契約についての説明資料に記載があるとおおり、高井小学校においてゆめみ野地区の人口増加に伴い児童数が増加していることに加え、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、令和 7 年度までに公立小学校の全ての学年で 1 クラス当たりの定員が 35 人以下に引下げられるため、将来的に普通教室の不足が見込まれております。そのため、校舎増築工事を行い、普通教室の不足を解消するとともに、適切な学校環境の整備を図るものでございます。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

それでは、本件に対して質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めまして、これにて質疑、御意見を終結します。

これより報告第 21 号を採決します。

お諮りいたします。報告第 21 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第 21 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第 22 号、令和 6 年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（真空冷却機の取得について）を議題といたします。

本件について説明を求めます。大野保健給食課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

保健給食課、大野です。よろしくお願ひいたします。報告第 22 号、真空冷却機の取得について御報告いたします。こちら専決処分によりまして、あらかじめ真空冷却機取得の仮契約を行ったことに対しまして、議会初日に先議にて議決をいただき、正式な契約の締結について議会の承認をいただいたものになります。

初めに、契約事項について説明いたします。御手元の資料 3 ページ目を御覧ください。納入業者は、有限会社利根川製作所です。取得金額は 2,200 万円。落札率は 96.79% ございました。

次のページを御覧ください。取得理由についてです。現在、学校給食センターに

設置しております真空冷却機2台は、導入後、それぞれ25年と19年が経過しており、経年劣化による不具合や修理が頻繁に発生している状況でございます。当該機器は、学校給食衛生管理基準に指定されている衛生管理上の重要な設備になります。学校給食の適切な衛生管理を図り、安全で安心な学校給食を提供するため、設備の更新を行うものでございます。

設備の概要ですが、一度加熱した食品を調理するまでの間に菌が増殖し、食中毒が発生することを防ぐため、食品を内部まで急速かつ均一に冷却する設備になります。取手市の学校給食におきましては、給食で生野菜の提供はしておりません。野菜類は必ず加熱調理をして提供しております。学校給食でサラダや和え物を提供する際には、加熱した野菜類を冷やしてから提供しております。そのため、食品を内部まで急速かつ均一に冷却するこちらの真空冷却器は、給食でサラダや和え物を提供するために必要な調理機器になってきます。

今回、新しい機器に更新することで、従前品と比較いたしますと、短い時間で食材を冷やすことが可能となり、食材の傷みや食中毒のリスクの軽減、冷えるまでの時間の短縮により作業効率アップが図れるなどを考えております。また、その効果を期待しているところです。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

それでは、この件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見なしと認めまして、これにて質疑、御意見を終結します。

これより報告第22号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第22号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、報告第22号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第23号、令和6年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）の同意について）を議題といたします。

本件について順次説明を求めます。まず、斉藤教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

教育次長の斉藤です。それでは、報告第23号、令和6年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）の同意について）、説明をさせていただきます。

ページが少し飛びまして、17ページをお開きください。補正予算書の17ページになります。9款、教育費、1項、教育総務費、4目、教育研究指導費の教育相談に要する経費でございます。全国的にも増加傾向にある不登校児童生徒の不登校対策としまして、新たに教育総合支援センターに不登校対応支援員1名を配置し、学校の環境整備や教職員の支援を図り、不登校を未然に防ぐ取組を進めるものでございます。主な経費としまして、会計年度職員1名を任用するため184万7,000円を計上しております。なお、財源として、一般財源のほかに雇用保険料本人負担分9,000

円も計上してございます。

その下に移りまして、9款、教育費、2項、小学校費、4目、学校給食費の給食施設整備に要する経費でございます。本件につきましては、戸頭小学校給食室で使用している回転釜について、購入から30年以上が経過しており、経年劣化による断熱材の剥離や、外装に穴が空くといった不具合が発生しております。修繕による対応だけでは継続して使用することは難しいため、回転釜全4台の更新費用として396万9,000円を増額補正しております。財源としましては、学校施設整備基金繰入金357万円を充当してございます。

次に、補正予算書18ページの下にあります9款、教育費、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費の放課後児童対策事業に要する経費でございます。現在、午前8時からとなっております学校休業日における放課後子どもクラブの開所を30分繰り上げまして、午前7時30分とすることに伴う、支援員報酬の増額分59万1,000円。放課後子どもクラブ運營業務委託料の増額分48万6,000円。放課後子どもクラブ管理システム改修委託料13万2,000円。合計120万9,000円を計上してございます。これに伴い、債務負担行為についても委託料が増額することから、期間及び限度額を見直し、新たに債務負担行為を設定しております。

次に、補正予算書19ページです。9款、教育費、5項、社会教育費、2目、公民館費の公民館事務に要する経費につきましては、現在使用しております生涯学習課所有の公用車の老朽化に伴い、当該公用車を廃車し、新規リースを契約する費用として20万7,000円を増額補正しております。

その下、9款、教育費、5項、社会教育費、4目、文化財保護費の旧取手宿本陣管理運営に要する経費につきましては、茨城県指定文化財である表門と一体となっている袖塀にシロアリ被害が発見されたため、緊急に補修するための修繕経費110万円となっております。シロアリ被害を受けた袖塀の修繕とあわせ、控塀などの経年劣化部分もあわせて修繕し、指定文化財の適切な維持保存に努めてまいります。

その下です。同じく文化財保護費の埋蔵文化財調査・整理に要する経費につきましては、主に開発行為や住宅の建築など土木工事前に実施する必要がある市内遺跡確認緊急発掘調査についての経費となっております。この事業につきましては、土木工事の場所であったり、件数によって変動が大きい事業となりますが、2月から緊急に調査している市内野々井に所在する西光寺前遺跡の発掘調査が、規模、密度ともに非常に大きく、年間の調査経費に不足が生じることが見込まれることから、今後不足が想定される調査経費124万8,000円を増額し、緊急の発掘調査等に迅速に対応できる体制を整えておくものです。

補正予算に関する説明は私からは以上となります。

○教育長（石塚康英）

次に、飯山文化芸術課長。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。文化芸術課所管の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書18ページの中段、9款、教育費、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費、アートのあるまちづくり推進に要する経費として1,743万3,000円を計上しております。取手アートプロジェクト実行委員会が今年度実施するウェルビーイングを広げる文化芸術創造拠点形成事業及び郊外型アートセンター実践プロジェクトに対し、補助額が決定したため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業助成金（地域の芸術環境づくり）500万円と、文化庁の文化芸術振興費

補助金 1,243 万 3,000 円を計上するものです。なお、本事業の歳入については、補正予算書 9 ページ、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、5 目、教育費国庫補助金の文化芸術振興費補助金で 1,243 万 3,000 円。10 ページ、21 款、諸収入、6 項、雑入のコミュニティー助成事業助成金（地域の芸術環境づくり）で 500 万円を計上しております。御説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。

本件に対して質疑、御意見等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認め、これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第 23 号を採決いたします。

お諮りします。報告第 23 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第 23 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして報告 19、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

教育総合支援センター、笠井です。よろしく申し上げます。報告 19、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを報告いたします。

一つ目の STANDBY を活用した未然防止教育の実施についてです。STANDBY を活用した未然防止教育は、中学校 1 年生を対象に実施しております。時代背景とともに、いじめの形は変わってきています。特に、SNS によるいじめの深刻さが大きな問題となっております。ネットには相手の顔が見えないため、傷ついていることが分かりにくいという特徴があります。特に、加害者側はいじりのつもりでとっと思っけていても、被害者側にはいじめだと受け止められるといった認識のズレが、対面よりも発生しやすい傾向にあります。また、SNS によるいじめは、外部にいじめの実態が伝わりやすく、教職員がいじめに気づきにくいという状況にあります。そうした SNS によるいじめから、自分、そして友達を守るためにどうしたらいいのか。自分では解決できないかもしれないが、困ったときには誰かに相談してみようということを繰り返し指導、伝えていくことで、被害者や傍観者が相談しやすい環境づくりを行っております。

取手市では、今御説明したもののほかに、小学校では昨年度からマイクロソフトの Forms の機能を活用し、1 人 1 台のタブレット端末から悩み事などを送信できる相談窓口を設置し、児童生徒が SOS を出しやすい環境をつくり、相談体制の充実に努めております。また、児童生徒一人一人の表情や仕草、発言などから不安や困り事の把握につきましては、これまでも丁寧に対応していますが、自分から SOS を発信することを苦手とする児童生徒も一定数いる中、タブレットや SNS などを通して自分の気持ちを晴れや曇り、雨のマークなどで伝える、茨城こころの健康観察の運用を、今、秋からの運用に向けて準備を進めている段階です。

二つ目のグループワークによる人間関係づくりについてです。正保先生による授業を5月後半に実施いたしました。4月の授業に引き続き2回目の授業となりました。1年生にとっては中学校生活が始まって2か月ほどたった段階の実施でした。各学校での授業の様子を見ると、資料1ページの写真にもありますように、自然と笑顔で活動に取り組む様子が見られ、グループワーク授業の目的にある温かな人間関係づくりにつながっていくことが感じられました。第3回目の授業は、7月12日（金曜日）に取手一中、戸頭中、取手二中、17日（水曜日）に藤代中、藤代南中、永山中学校で予定しております。グループワークの授業は、不登校対応支援における令和6年度の重点となる取組でもありますので、各学校から保護者だけでなく、学校運営協議会などを通して地域の方々にも積極的に発信していくようお願いしていきたいと考えております。

最後に、スクールロイヤーによるいじめ防止等対策のための研修会についてです。いじめ防止対策推進法の第22条によれば、学校は専門的な知識を有する者などによって、いじめ防止対策の組織を置くものとされています。また、同法第23条によれば、学校はいじめの再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得ながら対応することが定められています。この専門的な知識を有する者として、スクールロイヤーが想定されています。今回は、本市のスクールロイヤー、川弁護士を講師とし、小学校、中学校の生徒指導を対象に、学校はいじめ対応における未然防止、早期発見、早期対応について事例をもとに検証を行い、いじめに係る対応力、指導力の向上を図っていききたいと考えております。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

本件に対して質疑、御意見等ございましたらお願いします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございます。この1番も2番も共通点があって、人間関係づくり、あるいはその観衆、傍観者を超えるということで、まさに学校教育の大きな課題だと思うんですが、私たち大人が考える以上に、特に中学生、小学生の高学年もそうなんですけども、仲間集団の中で積極的に声を出すのは本当に難しいことなので、こういうことを継続的にやっていってるといのは、とても大事なことだと思います。

これはいじめ防止という、2番はそうなんですけど、いじめ防止ということだけではなくて、やっぱり日頃からのお互いの人間関係ということやっていくのがいと思うんですけども、同時にやはりいじめを意識すると、問題解決というか、葛藤というか、みんなが仲よしになるというのではなくて、お互いに意見が言えて、葛藤があるけれども一緒に考えていけるという、そういうところを学校教育に期待したいなというか、その辺が段々、我々と言ったら変ですけど、私にとってはあれですけど、中高年の農村型の仲よし社会から、今の子どもたちは個人個人が別なので、仲よし社会の場合は、社会の中に適応していければ、社会集団が守ってくれるんですけど、子どもたちはもう個人個人なので、自分で個人と個人の関係をつくらなきゃいけないという、本当に難しいことになっているところから、こういう事業計画、道徳もそうなんですけど、しっかり取手市でそういうプログラムができていけばいいなと思います。

SOSの発信というのも、いろいろな工夫されているので、とてもいいと思うんです

けど、やはり SOS を発信した場合に我々が対応しているという信用を得ていかないと、なかなか SOS が発信されないのかなという、また別の意見ですけど、地道に、積極的に、取手市のプログラム開発を一緒にしていければと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員、御意見、御質問等ありがとうございました。私たちのほうでも、その人間関係づくりというのが非常に大事だと考えております。ただ、こうした特別な取組だけじゃなく、日頃からの人間関係、特に授業における会話的な学びや協働的な学びの充実を図りながら、人間関係づくりっていうのをしっかりと形成していきたいと考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、これにて報告 19 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 19 の議事を終わりにします。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります報告第 24 号は、職員の人事に関する報告案件で、個人のプライバシーに関わる内容が含まれている報告となります。また、協議 1 につきましては、奨学基金の今後の取扱いについて御協議をいただく内容でありまして、教育委員同士の率直な意見交換を保障する必要があると考えています。そのため、この後の報告第 24 号及び協議 1 については、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第 24 号及び協議 1 の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御異議ありませんので、報告第 24 号及び協議 1 の議事は非公開とさせていただきます。

御協力ありがとうございます。

〔傍聴人が退室し、会議室閉鎖〕

○教育長（石塚康英）

それでは、再開をいたします。報告第 24 号、教育委員会事務局職員の注意喚起についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。井橋教育部長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、報告第 24 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして協議 1、取手市奨学基金の今後の運用についてを議題といたします。

現在、休眠状態となっております取手市の奨学基金につきましては、教育委員の皆様方の御意見をお伺いした上で、今後の運用についての方向性を決めていきたいと思っております。今回の協議では、その議論のもととなる資料をお示ししている

ところでは。

資料についての説明を求めます。斉藤教育次長兼教育総務課長。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（石塚康英）

そういったところで御異議なしということで、その方向で進めていきたいと思えます。

それでは、非公開とした件の議事が終了したのですが、先ほどの方はお帰りになってますか。分かりました。

[会議室開鎖]

○教育長（石塚康英）

それでは、大分時間もかかってしまって、休憩とらなくても大丈夫ですか。

あと最後、報告案件なんですけど、よろしいでしょうか。

では、このまま進めさせていただきます。

次に、その他に入ります。事務局からの報告をお願いします。

○教育部長（井橋貞夫）

まず、私からは、とりでこども未来会議の開催について説明させていただきます。今回は、高校生の皆さんと一緒に、こどもまんなか社会を考えるワークショップを開催するものです。取手市では、こどもまんなか社会の実現に向けて、現在、仮称ではございますが、取手市こども計画の策定を進めています。この計画は、子どもや若者の視点を尊重し、意見を聴き、対話をしながら一緒につくる計画となっております。そこで、これからの時代を担っていく高校生の皆さんと一緒に、こどもまんなか社会を考えるワークショップを7月30日に開催します。当日は、市内の各高校から3名から5名程度、計30名程度の高校生がグループに分かれ、テーマ「あなたが思う「居場所」について」話し合う予定となっております。当日の様子は撮影も行い、後日、市ホームページで掲載予定となっております。ぜひ御覧いただければと思います。以上となります。

○保健給食課長（大野篤彦）

私のほうからは、熱中症特別警戒アラートに関する内容になります。お配りしました、その他資料2のほうを御覧いただければと思います。熱中症特別警戒アラートが発表になった際の学校の対応ということになります。こちらにつきましては、環境省が従前から運用してきました熱中症警戒アラートに加えまして、気温が特に著しく高くなり、熱中症により人の健康に対する重大な被害が生じる恐れのある場合に、熱中症特別警戒アラート、こちらを発表することを今年4月から運用開始しております。この熱中症特別警戒アラート、例えば茨城県であれば、茨城県内全ての観測地点で翌日の暑さ指数が35以上になると予測された場合に、茨城県を対象に発表されることになっております。

今回、こちらの運用を開始することを受けまして、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の学校の部活動につきまして、資料右下に明記してあります内容の対応をとることとしております。こちらに関しましては、学校内での練習、特別警戒アラートが発表された場合は、学校内での練習は1日活動を中止とする。2、総体、新人大会の県南以上の大会は主催者判断で決定する。3、それ以外の大会は参加しない。なお、試合会場が熱中症特別警戒アラートが発表されていない地域であっても、茨城県内で発表された場合は、翌日の活動は中止する。以上の内容を校長会とも協議をいたしまして、今後対応していきたいと考えております。

また、学校には、アラートが出ていなくても、高温下において部活動を行った場合には、空調がきいている教室でクールダウンをさせてから生徒を下校させる指導を、改めてお願いしたところでございます。熱中症特別警戒アラートが発表された場合の対応については、現在のところ、学校を臨時休校する予定であるという近隣自治体はないという情報は得ているところではございますけれども、部活動以外の対応につきましては、近隣自治体の対応状況なども調査し、今後の対応を検討していきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○教育長（石塚康英）

続いて、ラーケーション。

○指導課長（丸山信彦）

よろしく申し上げます。このラーケーションというものは、茨城県の県立学校のほうで今年度より導入するということにあわせて、市町村でもその趣旨に沿って実施を導入したものであります。これは保護者の休暇に合わせて、児童生徒が校外における体験活動を企画し、平日に活動する機会を確保できるようにすることを目的として行うものです。簡単に言うと、平日に保護者と学習のために出かける、これを出席扱い、出席停止なんですけども欠席にはしませんよということで、年間に最大5日間取得が可能というものです。

これは最初、愛知県で導入されて、すぐく話題になって名古屋市では導入しないとか、そういったようなこともありましたけれども、茨城県では今年度より5日間ということで実施が始まり、市町村に関しては、市町村教育委員会で判断してくださいということに基づいて、取手市では6月より導入を始めたものです。

6月21日現在で、この申請があった数を調査しまして、小学校では14校ありますが126件、想像以上に来ています。学校平均で9件ですね。一番多いところで、人数の一番多い高井小学校で22件、1校だけまだゼロ件というところがあります。中学校は19件、6校ありますので3件の平均。中学校は一番多いところで取手一中・二中の6件。ゼロ件というのが1校のみというような状況になっております。現状、思ったよりも申請数も多いんだなというのを感じました。ただ、学校行く中で、学校でもとてもいい取組なんじゃないかと言っていたらという話も聞いておりますので、今後どのように定着していくか、ちょっと分からない部分あるのですが、子どもたちにとっていい体験活動の場になるようにというふうに思って、いろいろな課題も出てくるかと思いますが、その辺を整理しながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

続いて、前回の議会の議決結果について、申し上げます。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から御連絡いたします。令和6年第2回取手市議会定例会の議決結果等についてになります。議会資料ということで、PDFファイルと紙もお配りをしております。令和6年第2回取手市議会定例会、6月4日から6月17日まで行われました。教育委員会に関しての一般質問の通告事項一覧表、それから議決の一覧表が載っております。教育委員会関係の議案につきましては、全て原案可決というふうになっております。取手市議会定例会の議決等結果等については以上になります。

続いて、7月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてお知らせいたします。7月の予定行事報告表、本日現在のものがお配りされているかと思っております。裏

面に行っていただきまして、教育委員会定例会、7月30日午前中を予定させていただいております。また文書で御通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。

続いて最後、教育委員学校訪問の実施についてということで、明日から学校訪問のほうを実施する予定になっております。全20校を訪問する予定です。日時等については、また改めてメール等でお知らせをいたしますので、御確認をお願いいたします。明日は8時50分、出発の予定となっております。

事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

事務局説明終わりました。説明について何かございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

いろいろ御説明ありがとうございました。取手こどもみらい会議、なかなか魅力的で楽しそうでいいなと思うんですけど、一つだけ。もう時期が7月30日で近づいているんですけど、各校3名から5名程度で、参加希望の生徒が担任の先生までということですけど、参加する生徒には、ぜひ周りの生徒に、こんなことが話し合われるみたいだからみんなどうという、周りの生徒の意見も聞いて、代表ではないんですけども、私の意見というよりも私たちの意見みたいな感じで言ってもらえるといいかなと思います。今、こども家庭庁も、こどもまんなか社会でいろいろ意見を聴こうということをやっているところで、我々もその辺やっているんですけど、どうしても声を出しにくい子どもたちというか、なかなか出せなくて、リーダーになる子どもはこういった声を出せるんですけど、その子どもがリーダーとして、いろいろな子どもの意見を発表してもらったらいいなということと、こういうところに出にくいというか、出られない子どもの声もどう聞いていくかという2つの課題があるなと思っておりますので、参考に。

○教育長（石塚康英）

わかりました。こども政策室のほうに伝えたいと思います。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、長時間にわたりまして本当に慎重な審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

どうも御協力ありがとうございました。

午前11時21分閉会